

平成 31 年 3 月 1 日

職員各位

特別養護老人ホーム 次郎丸の里

副施設長 川上 徳高

介護職員処遇改善加算手当について

今年度も介護職員処遇改善加算が引き続き導入されることになりました。この意義としては、事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備することを促進し、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことを期待したものです。

当施設としまして、4月より介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定し、介護職員処遇改善加算手当として、介護職員の賃金の上乗せを行って参ります（6月または7月より支給開始予定）。

介護職員処遇改善加算の算定に伴い、施設として以下のような対応が必要になりますので、職員の皆様のご協力をお願い致します。

<人事考課制度の導入>

- ・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用要件を定めること
- ・職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系を定めること
- ・人事考課（評価）表を導入し、客観的な職員の評価を行うこと
- ・人事考課による能力評価、経験、資格等に応じた昇給システム、賞与等の導入
- ・面談等を通じ、職員の支援体制を整えること

<研修支援と参加>

- ・研修機会の提供、資格取得のための勤務シフトの調整・協力、研修費用の支援を行うこと
- ・伝達研修等により、施設全体のサービスの向上につなげること

<職場環境・労働環境の改善>

- ・新入職員の指導、支援体制の構築
- ・健康診断、こころの健康などの健康管理面の強化
- ・地域の児童や生徒、住民との交流による地域包括ケアの一員としての活動など

○介護職員処遇改善加算の見込み額の計算方法

介護報酬総単位数（見込数）×サービス率加算率×1単位の単価により算出する。

※介護報酬総単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数

○対象職員

（1）すべての介護職員に対して、労働時間に比例して介護職員処遇改善加算手当を支給する。

（2）介護職員以外のもので、一定時間、介護業務に携わる者に対して、介護職員処遇改善加算手当を支給する場合がある。

○支払い方法

毎月の支給に加え、賞与時にも支給するものとする。

介護職員処遇改善加算は、介護職員処遇改善加算手当として支給する。介護職員処遇改善加算は、毎月の請求単位数の変動や対象職員の人数により変動するものであるので、毎月の支払額は入居者への処遇実績等月により変動する。また、毎月の支払いとは別に賞与時にも支払うものとする。

以上